

# 岩手町産後ケア事業のご案内

R5.5.26 改訂版

出産後のお母さんが少しでも安心して子育てできるようにサポートする「産後ケア事業」を始めます。

「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安」  
「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」  
「お産と育児の疲れから体調がよくない」など・・・

産後のお母さんは育児不安を抱えたり、出産育児の疲れから体調を崩しがちになったり、こころもからだも不安定になりやすいものです。  
産後ケアを利用してこころとからだを休め、育児不安を解消しませんか。

## \* 利用できる方

- 岩手町に住民票がある産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん  
※デイサービス型の利用は各実施医療機関の対象月齢によります。
- 家族から十分な援助が受けられない方
- お母さんが体調や育児に不安がある方（ただし医療行為が不要な方）

## \* 申請に必要なもの

- ①産後ケア事業利用申請書
- ②母子健康手帳
- ※必要時課税状況のわかる書類

## \* 産後ケア事業の内容

- お母さんの心と体のケア  
（乳房ケア・育児相談・休養など）
- 育児サポート（授乳指導・沐浴指導・など）
- 赤ちゃんのケア（健康状態の確認・体重測定など）

## \* 産後ケア「デイサービス型」とは・・・

- お母さんと赤ちゃんが直接医療機関に出かけてケアを受けます。
- 利用回数は上限 4 回まで利用できます。  
※実施医療機関等については裏面をご覧ください。  
※町は課税状況を確認し利用料を決定します。  
※昼食代は自己負担となります。



## \* 利用までの流れ

- 1.利用の申請をします。
  - ・事前に健康福祉課子育て支援係窓口で「産後ケア事業利用申請書」に記入し申請します。  
（妊娠 32 週から申請できます。）
- 2.利用の決定
  - ・「産後ケア事業利用承認通知書」（ピンク色の用紙）を発行します。（ご自宅へ郵送します。）  
※申請から利用承認通知書がお手元に届くまで 10 日前後かかります。
- 3.予約の電話をします。
  - ・「産後ケア事業利用承認通知書」（ピンク色の用紙）が届いたら、直接お母さんが利用を希望する医療機関に予約の電話をし、日程を決めます。
- 4.利用説明を聞きましょう。
  - ・利用施設から利用の説明を受けます。
- 5.産後ケアの利用
  - ・「産後ケア事業利用承認通知書」（ピンク色の用紙）を提出しケアを受けて下さい。
- 6.産後ケア終了後、産後ケア事業利用承認通知書（ピンク色の用紙）を受け取ります。
  - ・用紙の利用管理票の実施確認欄を記入してもらいます。
  - ・「産後ケア事業利用承認通知書」（ピンク色の用紙）はお母さんが保管してください。  
（上限 4 回まで使用できますので保管し、次回使用時に持参してください。）

※変更点は裏面になります。

実施医療機関	対象月齢と実施コース	利用料 ・ 回数
<b>★黒川産婦人科医院</b> 盛岡市愛宕町 2-51 ☎019-651-5066	産後 6 か月未満 ■3 時間コース ■5 時間コース	※町民税非課税世帯または生活保護世帯の方は無料です。
<b>★村井産婦人科小児歯科医院</b> 盛岡市向中野字道明 55 ☎019-636-2211 予約受付は月・火・木・金曜日の 9 時 30 分から 16 時	産後 4 か月未満 ■3 時間コース ■6 時間コース	※課税世帯の方は補助があり、下記の料金となります。  ※R5 年度より岩手県産後ケア事業利用促進事業費補助により、 <u>利用料が無料</u> となります。
<b>★産科婦人科 吉田医院</b> 盛岡市若園町 10-4 ☎019-622-9433 予約受付は平日 17 時まで	産後 4 か月未満 ■3 時間コース ■6 時間コース	◎デイサービス型 ■3 時間コース 1 回 1000 円 ■5 時間コース 1 回 1660 円 ■6 時間コース 1 回 2000 円 *食事代は別途かかります。
<b>盛岡赤十字病院</b> 盛岡市三本柳 6-1-1 ☎019-637-3111 (内線 211) 予約受付は平日 17 時まで	産後 4 か月未満 ■3 時間コース ■6 時間コース	
<b>★みうら産婦人科医院</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span> ※R5.6.1 から利用開始 盛岡市上鹿妻田貝 11 番地 1 ☎019-658-1139 予約受付は平日 17 時まで	産後 4 か月未満 ■3 時間コース ■6 時間コース	
*医療機関でケアを受けます *★印は自院で出産された方のみ対象です。ただし里帰り出産等、他院で出産された方で妊婦健診の受診歴がある場合は実施医療機関にご相談ください。 *早産(36週6日以前の出産)の場合は修正月齢でご利用いただけます。 *利用可能日は実施医療機関に直接お問い合わせください。 *予約の状況等によりご希望に添えないことがあります。		

**\*利用にあたっての注意事項**

- 産後ケアを利用する際は毎回産後ケア事業利用承認通知書(ピンク色の用紙)の提示が必要です。
- 住所、氏名、所得区分等に変更が生じた場合は利用変更届を提出してください。
- デイサービス型の利用方法については予約時に施設から説明を受けてください
- 当日のスケジュール、サービス内容、持ち物、食事代やキャンセル時の注意事項等、メモを準備してご確認ください。
- キャンセルの際は速やかに施設に連絡してください。
- デイサービス型は上のお子さんを連れての利用はできません。
- 新型コロナウイルス感染症の状況によっては予約の変更または中止となる場合があります。
- 出産予定日 2 か月前から申請は可能ですが、利用承認通知書は出産後の交付となります。

【申請・問い合わせ先】

岩手町役場健康福祉課子育て支援係・子育て世代包括支援センター  
 電話 0195-62-2111 (内線 567)